

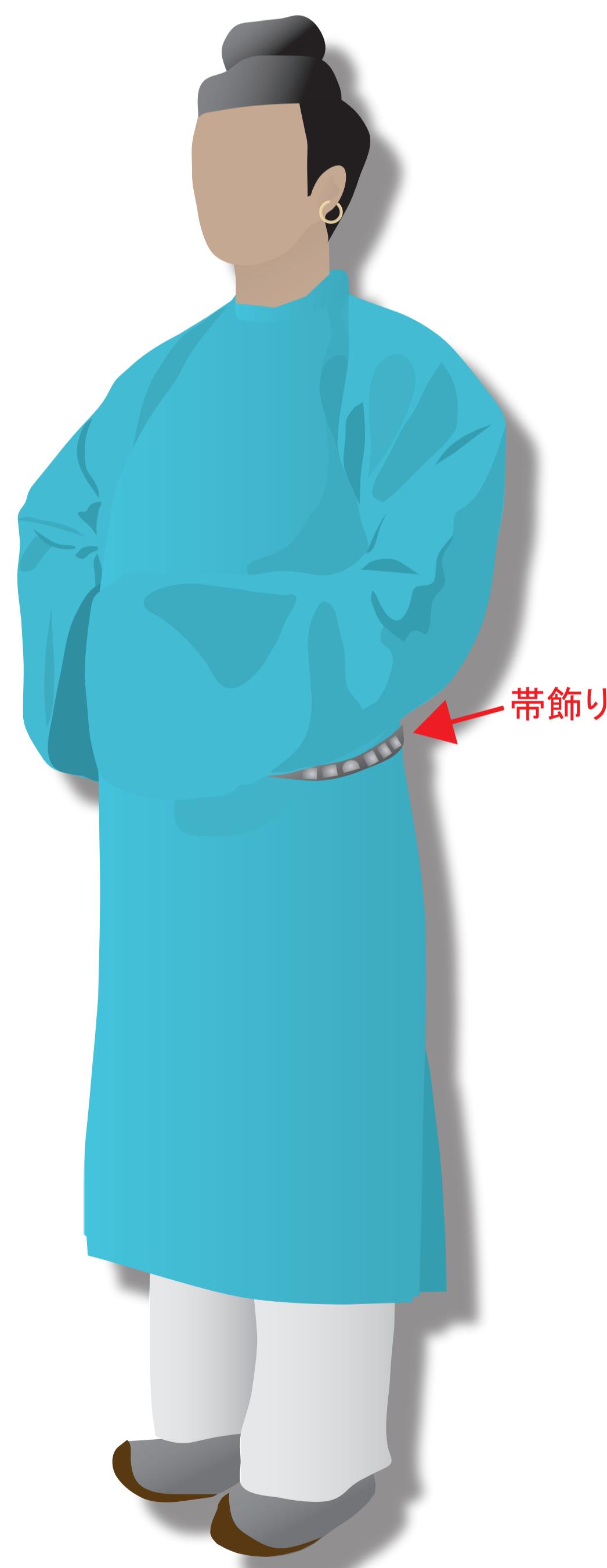
古代律令官人の落とし物？

②図書館改修工事に伴う発掘調査

古代官人の姿

日本の歴史上、服装の制度が公に立法化されたのは、有名な推古朝の『冠位十二階』(推古11年：西暦604年制定)に遡ります。この制度は、当時の諸豪族を官僚制度下に組み込むために発案されたものと考えられていますが、その後官位服飾に関する制度は複数回変更され、8世紀に至ると冠位制に代わり位階制が導入されます。奈良時代に制定された「衣服令」(『養老律令』天平宝字元年施行：西暦757年)を見ると、皇太子以下親王・諸王・諸臣を礼服で、六位以下の官人層を朝服で、無位以下を制服で、武官に関しては礼服と朝服とで服装や装身具、持ち物を細かく規定していることが分かります。例えば服の色に関して。服や袴は、黄丹・紫・緋・緑・縲・黄・橡というように色で序列を設け、濃淡を併用し11段階の区分が設定されていたようです。

黄丹 深紫 浅紫 深緋 浅緋 深緑 浅緑 深縲 浅縲 黄 橡
(おうに) (こきむらさき) (あさきむらさき) (こきあけ) (あさきあけ) (こきみどり) (あさきみどり) (こきはなだ) (あさきはなだ) (きぞめ) (つるはみ)



他の服装と装飾品についても、色の違いを原則としていますが、その素材によって五位以上と六位以下を大きく二分していました。頭巾は五位以上が羅(高級絹)、六位以下が縷(絹)、笏は五位以上が牙笏(象牙や犀角)、六位以下が木笏、腰帶は五位以上が金銀装腰帶(銅製の腰帶飾りに鍍金・鍍銀を施したもの)、六位以下が烏油腰帶(銅製の腰帶飾りに黒漆を塗って仕上げたもの)という具合です。

この内、吉田遺跡で発見されているものは、今回の調査で出土した銅製で黒漆が塗られた腰帶飾りと、黒い石でつくられた腰帶飾りです。ここで腰帶の歴史を紐解くと、従来原料に銅を用いることが定められていた腰帶飾りですが、銅錢(富壽神寶)鑄造のため延暦15年(西暦797年)に原材料を石に変更する法令が出されます。その後、大同2年(西暦807年)に銅製腰帶飾りの使用が再開され、弘仁元年(西暦810年)には再び銅の使用が禁ぜられます(『日本後紀』)。

吉田遺跡出土の銅・石2種類の腰帶飾りは、奈良時代から平安時代にかけ、吉田の地に下級官人が存在したことを証明すると同時に、「銅」にまつわる当時の社会的混乱を示す証拠として貴重な資料となっているのです。